

用地買収費11億円は実勢価格の2.5倍！ 不可解な複合交流拠点整備計画」



かすみがうら 市議会議員 みやじま謙 活動報告

つばさ通信

第26号

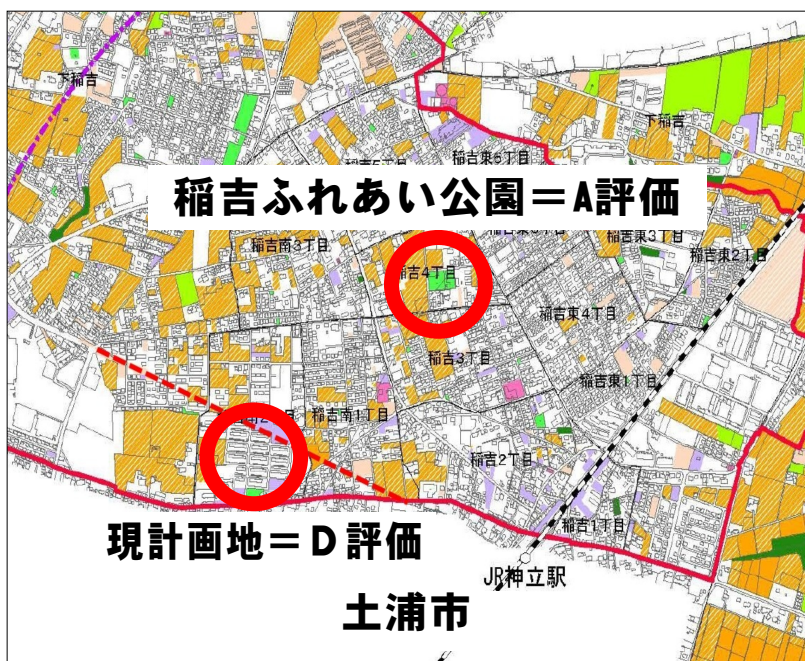
計画の白紙撤回求め要望署名「場所は市街地の中心に」

誰が電車で行くのか

市が進めようとしている計画は、「市街地の交流拠点として、市民ホール、キッズスペース、図書閲覧スペース、行政窓口（中央出張所を移転）を有する施設、ならびに防災公園を設置する」というもので、総事

かすみがうら市では現在、複合拠点整備計画を進めようとしています。しかし、整備予定地は市街地の南端のため、多くの市民が利用する施設としては不向きで、選定過程も不透明です。市街地の中央エリアには市保有地や有休地もあり、それらを活用すれば用地買収費は大幅に削減できるため、計画の見直しを求める運動が起こっています。

業費26億円、用地買収費11億円で、敷地面積は約2万9000㎡（約8800坪）です。この計画に対し5月27日、約1800名の市民による計画の白紙撤回を求める要望書が市に提出されました。理由として挙げられているのは、①整備予定地が下稲吉中地区の中心から遠く離れており、多くの市民が利用する場所として不適切 ②稲吉ふれあい公園などの市保有地の活用を第一に検討すべき ③施設の規模や内容に市民の声が反映されていない、の3点です。特に場所に関しては、多くの市民から疑問の声が寄せられています。私は6月議会で、この場所に決めた理由を質しましたが、



現計画地（下側）と稲吉ふれあい公園（中央）の位置

「駅から歩いて行けて、神立停車場線沿いで車のアクセスが良い」との答弁でした。しかしこの施設に、電車を使って駅から歩いて行く市民が何人いるのでしょうか。また、車のアクセスは良いに越したことはありませんが、高齢化で交通弱者が増えることは分かり切ったこと。ウェルネスプラザも同様ですが、乗合タクシーの高齢者料金を7月か

から3倍に値上げしておきながら「車で来い」と言うのでしょうか。市街地中心にあれば、より多くの市民が徒歩で利用できます。働く女性の家の中央出張所も移転させる計画なので、市民の利便性は大きく悪化します。

最低評価の候補地になぜ

実は、平成30年に実施した施設整備に関する土地調査では、稲吉ふれあい公園エリアは最高のA評価でした。一方、現計画地は最低のD評価が下されている。最近、神立駅により近い土浦市神立中央エリアで、約800坪の土地取引があり、その取引価格は一坪5万円とのこと。一方で市の設定価格は、一坪12万5000円です。実際に、実勢価格の2.5倍の高値で土地を買い取っているのです。この土地からは現在、年間約600万円の税収があります。もし民間が住宅団地を開発・分譲すれば、まさに「駅近の優良物件」になり、市の人口増加、税収増加に貢献すること間違いありません。行政が巨額の税金を投入して不便な施設を整備する、そんな愚かな計画は、いまずぐ白紙に戻すべきです。なお、この土地の購入を差し止める住民監査請求が、7月5日に提出されました。監査結果は60日以内に出されます。

フードバンク活動にご協力お願いします！

【寄付していただきたい食品】 2か月以上の賞味期限があり、常温保存できる未開封の食品
（缶詰、レトルト、乾麺、インスタント食品、米、お菓子など ※新規購入品も大歓迎）
【受付場所】 霞ヶ浦地区：あじさい館入口
千代田地区：千代田ショッピングモール農協そば前 ※いずれも営業時間内



判断力が無くなった時、どうしますか？

成年後見制度の助成制度の拡充を

第三者が法的な代理人に

もし認知症になって、お金の管理ができなくなったらどうしますか？

そばに家族がいなくても、内容も理解せずに訪問販売で契約してしまうかも知れません。役場との年金や介護のやり取り、施設に入る手続きをどうすればいいか。預貯金や不動産などは、どうやってしまうのか。

このような問題を解決するために、成年後見制度があります。認知症や知的障害などが原因で判断能力が不十分な人が、経済面や生

活面での不利益を被ることを防ぐために、第三者が法的な代理人となり、様々な手続きを行う制度です。

家族が後見人になれない

現在かすみがうら市には、裁判所に市長が申し立てた場合に限り、成年後見人に対する報酬の助成制度があります。利用者はゼロです。理由は、後見制度の申し立ての大半は、市長ではなく本人か家族だからです。

また裁判所は、身内による財産の不正流用を防ぐために、家族を後見人に認めないケースが多く、弁護士や司法書士、社会福祉士が後見人になっています。しかし、本人に財産や収入がない場合、後見人は無報酬となり、実際、そのようなケースが増えているのです。無報酬と知っていたら、誰が進んで後見人になるでしょうか。

この「市長申し立て」の限定を解除しなければ、制度利用は進みません。土浦、つくば、行方、小美玉各市では、こうした限定はありません。市民の権利を守るため、一日も早い制度見直しを求めます。

そこで今号からシリーズで、両市の合併についての具体的な検証と必要性を、皆様と一緒に考えていきたいと思います。

シリーズ・合併への道 ①人口

TOPICS

本紙第23号で私は、かすみがうら市と土浦市の合併について、準備に入る時期が来たと訴えました。多くの皆様から賛同のご連絡をいただき、その方向性に間違いのないとの確信を得たところです。

第一回目は「人口」についてです。かすみがうら市は約4万人。対する土浦市は14万人です。合併すれば約18万人の都市になります。

水戸27万人、つくば22万人、日立18万5千人に肩を並べる規模になります。関東では流山、習志野、浦安、熊谷、春日部、立川、三鷹、日野、鎌倉、小田原がほぼ同規模です。いずれも東京の衛星都市として都心と連携を保ちつつ、拠点都市の機能をしっかりと確保しています。



ただのベッドタウンではいけない

監査委員2名が辞任

6月初旬、かすみがうら市の監査委員3名のうち、2名が相次いで辞任しました。いずれも任期を残しての辞任で、異例の事態です。

監査委員制度は、行政運営が適性に行われているか、お金の取り扱いは正確か、不法行為や違反はないかなど、様々な事柄を監査する制度で、議会と並んで行政のチェック機能という大切な役割を担っています。

辞任したひとり、議会選出の古橋智樹議員は、「監査委員の指摘事項がありながら、『意見は特になし』と勝手に処理するなど、事務局の越権行為が常態化している」と告発していますが、監査委員事務局はそれを否定しています。もし監査機能が形骸化しているとなれば、大問題です。

明日への思い

ある市民の方からお葉書をいただきました。

「私は現在、病氣療養中です。今度また一週間入院治療して、退院してきたらコロナ注射予定です。足も年金生活しています。足も両ひざを手術しているので、自転車も階段も乗れません。天気の良い日は仔犬の散歩をしながら団地の草取り等、目のついたところだけやっています。

外でいろんな集まりがあっても出かけられないのが残念です。出会いと交流のまち、私が望んでいる事です（一部略）」

健康とは、心身両面で満たされていることです。幸せとは、心の充足です。外出して交流を持ち、心を温め合うことは、全ての人に認められた権利です。そして自治体には、それを政策で支える義務があるのです。

かすみがうら市と土浦市
力を合わせて未来を拓こう！



目指せ
2030年合併！